

●総務課 ☎43-1111  
●ホームページ <http://www.city.semboku.akita.jp/>  
●facebook <https://www.facebook.com/sembokucity>  
●角館地域センター（サポートセンター）☎43-3309

●田沢湖地域センター（サポートセンター）☎43-1147  
●田沢出張所（サポートセンター）☎43-1351  
●神代出張所（サポートセンター）☎43-1352

●西木地域センター（サポートセンター）☎43-2200  
●桧木内出張所（サポートセンター）☎48-2001  
●上桧木内出張所（サポートセンター）☎49-2159

# 1 児童手当受給者の方へ「現況届」を提出してください

児童手当を受給している方は、6月1日現在の状況について「現況届」を提出していただく必要があります。引き続き児童手当を受給する要件があるかどうかを確認するためのものです。該当する受給者には6月上旬に通知しますので、ご確認ください。

- 添付書類／  
○保険証のコピー（請求者と児童分）  
○保護者全ての所得を確認する必要があるため、今年1月1日時点で仙北市に住居登録がなかった
- 提出書類  
○現況届／用紙は6月上旬にお送りします。

# 3 種って採り続けている人いませんか!? 郷土の作物を食しながら保存しよう

昔から地元で栽培され、美味しく食べられてきた「地うり」や「田沢のながいも」、「栗田カブ」などは、仙北市の気象や土地条件、栽培方法などによって、この土地固有の味として伝えられてきた郷土の作物です。（今年、この作物は秋田県の伝統野菜リストに加えられました）

しかし、その農家の方々が高齢化し、後継者もいないという状況の中で、栽培が途絶えると同時に「種」の適切な保存もされず、存在そのものが消滅する緊急事態となっています。

総合産業研究所では、「地うり」や「田沢のながいも」、「栗田カブ」に限らず、伝統野菜になりうる作物の掘り起しをしようとしています。そこで昔から栽培され続けてきた野菜（豆類や食用菊などの花も含む）の「種」をお持ちの方の情報を求めています!!

「うちのばっちゃん、じっちゃん、親せきで種つことってらっけな」という方がいましたら、どんな野菜でもかまいませんので、「種」の情報をお寄せください。

- 問合せ／  
総合産業研究所 ☎43-2243  
田沢出張所 ☎43-1351  
神代出張所 ☎43-1352  
桧木内出張所 ☎48-2001



# 2 平成26年度仙北市高齢者輝き表彰の候補者を推薦してください

今年度も仙北市では、明るい社会づくりの一環として、地域のできざりと輝く高齢者を地元小学校の学習発表会場で表彰します。

- 表彰の対象／  
○市民または市に関係のある方である方（団体は除きます。）  
○市民の模範となる善行や明るい社会づくりに貢献した方  
○地域の行事、高齢者支援、子育て支援、交通安全、環境保全、環境美化、防災・防火、防犯、家業、就業、生産、企業団体経営、教育、芸術、文化、健康・スポーツ、趣味、行政、ボランティア他社会参加の

- うちひとつ以上を長年継続されいきいきと活躍されている方
- 自己推薦および地方公務員等の職務に基づく推薦は表彰の対象となりません。
- 推薦の期間／6月2日（月）～6月30日（月）
- 推薦の方法／長寿支援課、各地域センターほか窓口にて備え付けの用紙（高齢者輝き表彰候補者の推薦について）にご記入のうえ、ご提出ください。（用紙は、市のホームページからダウンロードもできます。）推薦内容について別紙使用も可能です。
- 受賞者決定の連絡／8月中に表彰予定者ご本人にお知らせします。
- 問合せ／長寿支援課 長寿いきがい係（西木庁舎）☎(43) 2281 FAX (47) 2116

# 4 平成26年度から国民健康保険税の課税限度額と保険税軽減範囲が変わります

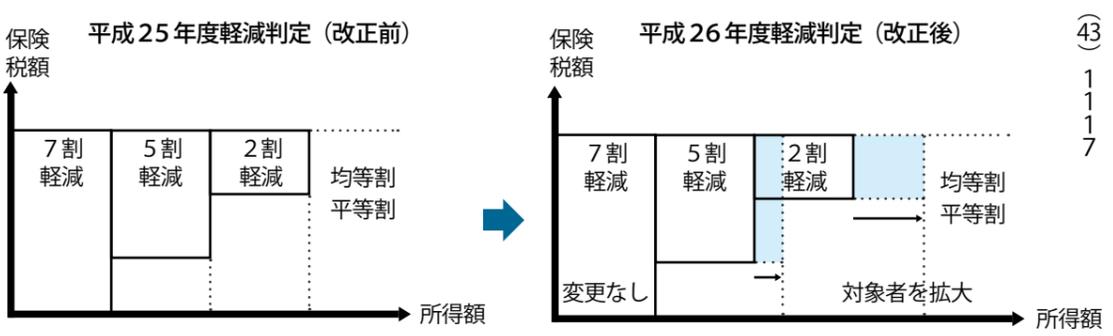
地方税法施行令の一部を改正する政令が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日から施行されたことにより、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保および中低所得者層の保険税負担の軽減を図るため、平成26年度から国民健康保険税条例の一部を改正することになりました。

国民健康保険税の「後期高齢者支援金等課税額」に係る課税限度額を16万円（現行14万円）に、「介護納付金課税額」に係る課税限度額を14万円（現行12万円）に引き上げます。

| 平成25年度限度額（改正前） |             | 平成26年度限度額（改正後） |             |
|----------------|-------------|----------------|-------------|
| 医療分            | 51万円        | 医療分            | 51万円        |
| 支援金分           | <b>14万円</b> | 支援金分           | <b>16万円</b> |
| 介護分            | <b>12万円</b> | 介護分            | <b>14万円</b> |
| 計              | <b>77万円</b> | 計              | <b>81万円</b> |

## 保険税軽減範囲の改正

低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減および2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引上げを行います。



| 軽減判定所得  | 改正前 世帯主と国保加入者の所得額              | 改正後 世帯主と国保加入者の所得額        |
|---------|--------------------------------|--------------------------|
| 7割軽減基準額 | 33万円以下                         | 33万円以下                   |
| 5割軽減基準額 | 33万円以下 + 24.5万円 × 世帯主を除く国保加入者数 | 33万円以下 + 24.5万円 × 国保加入者数 |
| 2割軽減基準額 | 33万円以下 + 35万円 × 国保加入者数         | 33万円以下 + 45万円 × 国保加入者数   |

# 5 仙北市障がい者（児）タクシー利用券給付事業

平成25年度から、仙北市障がい者（児）タクシー利用券給付事業を行っています。

- 平成26年度も引き続き同事業を行っていますので、ぜひ申請してご利用ください。
- 対象になる方／次のいずれかに該当する方（施設入所者は除く）  
○身体障害者手帳1級～3級をお持ちの方
- 療育手帳Aをお持ちの方
- 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- 特定疾患医療受給者証の交付を受けている難病患者の方
- 申請に必要なもの／印鑑・障害者手帳・特定疾患医療受給者証
- 申請窓口／田沢湖地域センター（田沢湖庁舎、角館地域センター（角館庁舎）、社会福祉課（西木庁舎）、各出張所
- 有効期限切れのタクシー利用券をご利用しているケースが見受けられます。今一度、有効期限を確認くださるようお願いいたします。
- 有効期限は、様式第2号1枚目に記載されています。
- 問合せ／社会福祉課（西木庁舎）☎(43) 2288

## 6 家族介護慰労事業のお知らせ

在宅介護生活の継続支援として、要介護4または5で介護給付等を受けずに在宅で介護をしている家族に対し、家族介護慰労事業を行っています。

●支給対象者／次の条件すべてに当てはまる方

- ①仙北市に住所を有し、要介護者と住所・生計を同じくしている方
- ②市県民税非課税世帯
- ③申請前月から遡る1年間、要介護4または5と認定され、かつ、介護給付等を受けていない(介護給付は年間7日以内の短期入所、年間90日以内の入院を除きます)

●申請方法／次の3枚を揃えて各窓口(地域センター・出張所・包括支援センター)へ申請してください。

- ①家族介護慰労金申請書(窓口にあります)
- ②介護保険被保険者証の写し
- ③世帯全員の市県民税非課税証明書(発行手数料は無料になります)

●支給額／年額10万円(2人以上の高齢者を介護している場合も同額です)

●問合せ／包括支援センター  
(西木庁舎) ☎(43) 2283

## 7 地域介護予防活動支援事業を公募します

仙北市では、地域で健康づくりや寝たがり、認知症予防、閉じこもり防止など介護予防に関する活動を行っている、あるいは行おうと考えている団体に対して補助をする事業を行います。希望する団体は申し込みください。

●対象団体の要件／市内に住所を有し、5人以上で結成されたボランティア団体または各種団体

●活動内容の例／◎老人クラブ等の集まりに出向き、趣味活動や健康活動の実践を行う。◎高齢者宅を訪問し、話し相手になる。◎近所の高齢者に集まってもらい、お茶会や趣味の会、健康の会を開く。◎生活で困っていることのお手伝いをする。など

●募集期間／6月2日(月)～6月20日(金)

●補助金額／1団体当たりの補助額は、10万円を限度とします。

●その他／申請書類を審査し、活動内容が当事業の主旨に沿わない場合は受給できないことがあります。

●問合せ／包括支援センター  
(西木庁舎) ☎(43) 2283

## 8 「政策検証市民委員会」の「委員」を募集します

仙北市では市の政策について総合的な見地から検証するため「仙北市政策検証市民委員会」を設置しています。今回平成24年度平成25年度2か年の市の重要政策について検証していただくため新たな委員を募集します。

●募集人員／3人以内

●応募資格／次の条件を満たす方

- ①仙北市に住所を有する方
- ②満20歳以上の方(平成26年4月1日現在)
- ③平日の昼間に開催する会議に参加できる方

※ただし、国または地方公共団体の議員・職員を除きます。

## 9 仙北市包括支援センター臨時職員の募集

●業務内容／二次予防事業対象者把握事業の事務補助員

●募集人数／1人

●募集要件／パソコン操作が可能  
な方(ワープロ・表計算等)、電話による聞き取り調査

●雇用期間／7月1日～7月29日(土・日・祝日を除く20日間)

●申込方法／ハローワークからの紹介状と履歴書を6月13日(金)17時まで包括支援センターへ持参してください。

●郵送では受け付けません。応募者多数の場合は早めに締切ります。

●選考方法／書類および面接(実技あり)。面接日は後日お知らせします。

●問合せ／包括支援センター(西木庁舎) ☎(43) 2283

## 12 平成26年度地籍調査事業についてのお知らせとお願い

仙北市(角館地区)では、平成4年度から土地の基本となる地籍調査事業を実施しています。地籍とは、一筆ごとの地番・地目・面積・所有者・権利関係を記録したもので、人間の戸籍にあたるものです。これまでの土地の基本となる土地台帳や地図は、明治時代に作成されたものですが、当時は測量技術があまり発達していなかったことなどから、実際の土地に比べて大きさや形が異なっている所なども数多くあり、境界紛争の原因にもなっていました。

この地籍調査事業で、皆さんが所有する土地(宅地・畑・山林・原野)の正確な地図や台帳を作る

●平成26年度調査計画区域／仙北市角館町西長野熊堂・中泊・古寺の一部

●調査実施期間／6月下旬から10月下旬

※関係者の方々には事前に通知します。

●問合せ／管財課 国土調査担当  
(田沢湖庁舎) ☎(43) 1114

## 10 仙北市安全・安心メールにご登録ください!

配信される情報  
◆防災情報 ◆安心情報 ◆子育て情報 ◆学校情報

空メールで簡単登録!

- ①携帯のメール画面を開き送信先に「toroku@anshin.city.semboku.akita.jp」を打ち込むか、右のQRコードを読み込んで、空メールを送信。仙北市から返信「仙北市・安全安心情報登録確定のお願い」が届きます。
- ②返信された「仙北市・安全安心情報登録確定のお願い」の内容に従って回答。
- ③回答手続きが終了すると登録完了メールが配信されます。(受信設定を事前に確認ください)

●問合せ／総合情報センター ☎43-3339

## 11 6月は「男女共同参画推進月間」です

一人ひとりが性別にとらわれず、共に力を発揮し、あらゆる分野で活躍できる環境をつくるのが大切です。この機会に男女共同参画について考えてみませんか!

田沢湖図書館および学習資料館に、特設図書コーナーを設けましたので、ぜひご利用ください。

●図書コーナー設置期間／6月1日(日)～6月29日(日)

●図書の一例／「ニッポン女子力」能町光香・「何とかなるぞ!ママは宇宙へ行ってきます」山崎直子・「夢を実現したわたし

の仕事わたしの方法」経済香保子・「正社員になる履歴書・職務経歴書の書き方」就職フォーラム21(以上、田沢湖図書館「晩嬢(バンジョー)」という生き方」山本貴代・「働くママに効く心のビタミン」上田理恵子・「イクメンで行こう!」渥美由喜・「ワーキングママ応援ガイド」主婦の友社編(以上、学習資料館)その他、多数そろえています。

●問合せ／企画政策課(田沢湖庁舎) ☎(43) 1112

## 13 平成26年経済センサス・基礎調査、商業統計調査

●対象／全国すべての事業所、企業が対象となります。

●調査票／6月末日までに調査員がお届けします。7月末日までに調査員へ提出をお願いします。

※統計法に基づく調査で、調査票に記入して提出する義務があります。※調査に関するすべての情報は保護されます。

●あなたの回答が、日本経済の力になる!

●問合せ／企画政策課(田沢湖庁舎) ☎(43) 1112